

政治家は寄付を
しない！

政治家の寄付は禁止 有権者が求めることも 禁止されています

有権者は寄付を
求めない！

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会の多い季節です。政治家（候補者、候補者になろうとする人、現に公職にある人）が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。

問い合わせ先 選挙管理委員会 ☎(76)0961

結婚祝※2 	地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入 	お祭りへの寄附・差入 
町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入 	みんなで徹底しよう 三 ない運動 贈らない！ 求めない！ 受け取らない！ これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。	落成式・開店祝等の花輪 
病気見舞 	お歳暮・お年賀 	
入学祝・卒業祝 	葬儀の花輪・供花 	香典※2 

次の行為が禁止されています

次の①～⑤に違反して処罰されると、公民権停止（※）の対象となります。

- ①政治家の寄付
- ②政治家に対する寄付の勧誘・要求
- ③政治家の関係会社などからの寄付
- ④後援団体の寄付
- ⑤あいさつを目的とする有料広告
- ⑥年賀状などのあいさつ状（答礼のための自筆によるものを除く）

↑ 総務省ホームページより抜粋

※2 政治家本人が結婚披露宴、葬儀などに自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。

詳しくは、右の2次元コードから総務省ホームページ なるほど！選挙「寄附の禁止」をご覧ください。



※公民権停止…選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加が停止されること。

テーマ「うるおいの景」

～児童・生徒が良い、見てほしい、自慢したい、守りたいと思う市内にある河川や湖など「うるおい」にまつわる風景～

【小学生の部】



「岩宿の古代ハス池」
坂井 和花奈（大間々東小6年）

【中学生の部】



「夏の思い出」
永島 真央（笠懸中3年）

—入賞作品（計16点）の展示会を開催—
期間 12月16日(土)・17日(日)
会場 さくらもーる1階（大間々町大間々40）

小学生の部・中学生の部 入賞作品数

最優秀賞	各1点
優秀賞	各2点
佳作	各5点

景観ポスターコンクール 入賞作品発表

第2回景観ポスターコンクールを開催しました。
応募総数234点（小学生の部117点、中学生の部117点）の中から、最優秀賞作品を紹介します。
問い合わせ先 都市計画課 ☎(76)1903